

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の概要

第1項 国の動向

わが国が抱える少子化の問題はますます深刻化しています。厚生労働省が令和5年(2023年)9月15日に公表した令和4年の人口動態統計(確定数)の概況では、合計特殊出生率は1.26で前年の1.30より低下し、過去最低となっています。出生率低下は、コロナ禍で顕在化した婚姻数の減少などが背景に考えられます。また、国立社会保障・人口問題研究所がコロナ禍で実施した出生動向基本調査では、一生結婚するつもりのない人の割合が上昇傾向にあり、近年は、特に女性でその傾向が顕著となっています。

国では、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年(2022年)6月に成立し、令和5年(2023年)4月に施行されました。また、令和5年(2023年)12月には、こども基本法に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」(令和5年(2023年)12月閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年(2024年)6月に成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て施策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計が令和7年度(2025年度)に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度(2026年度)に創設されることになりました(令和10年度(2028年度)までに段階的に導入)。

第2項 「第五次箕面市子どもプラン」の策定の経緯

本市では令和2年(2020年)6月に「第四次箕面市子どもプラン」を策定し、子ども・子育て支援施策を幅広く推進してきました。

このたび、「第四次箕面市子どもプラン」が令和6年度末をもって終了することから、市民からの子育てに関するニーズ調査を実施し、市の現状と課題を再度、分析・整理し、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とした「第五次箕面市子どもプラン」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

第1項 法的位置づけ

本計画は、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く推進していくことから、次の法律に基づく計画と位置づけて策定します。

○子ども・子育て支援法※に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

○次世代育成支援対策推進法※に基づく「市町村行動計画」

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条第1項 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

○こども基本法※に基づく「市町村こども計画」

こども基本法

(都道府県こども計画等)

第10条第2項 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

※参考資料「1. 用語解説」(p.112)を参照

○子ども・若者育成支援推進法※に基づく「市町村子ども・若者計画」

子ども・若者育成支援推進法
(都道府県子ども・若者計画等)

第9条第2項 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律※に基づく「市町村計画」

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
(都道府県計画等)

第10条第2項 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

○母子及び父子並びに寡婦福祉法※に基づく「自立促進計画」

母子及び父子並びに寡婦福祉法
(自立促進計画)

第12条第1項 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

- 1 当該都道府県等の区域における母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
- 2 当該都道府県等の区域において母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
- 4 前三号に掲げるもののほか、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する重要事項

※参考資料「1.用語解説」(p.112)を参照

第2項 計画体系における位置づけ

本計画は、これまでの取組との継続性を保つとともに、さまざまな分野の取組を総合的・一体的に進めるために、関連計画等と整合性をもったものとして定めています。

第五次箕面市子どもプラン

- ・子ども・子育て支援事業計画
- ・行動計画
- ・こども計画
- ・子ども・若者計画
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策
についての計画
- ・ひとり親家庭等自立促進計画



- ・箕面市子ども条例
- ・箕面市まちづくり理念条例
- ・箕面市市民参加条例
- ・箕面市非営利公益市民活動促進条例
- ・箕面市人権宣言
- ・青少年健全育成都市宣言
- ・箕面市人権のまち推進基本方針
- ・箕面市国際化指針
- ・新箕面市人権教育基本方針(改訂版)
- ・箕面市教育大綱
- ・箕面市障害者市民の長期計画
(みのお'N'プラン)
- ・箕面市障害福祉計画
- ・箕面市障害児福祉計画
- ・箕面市地域福祉計画
- ・箕面市学校施設の長寿命化計画
- ・箕面市公園施設長寿命化計画
- ・箕面市小中一貫教育推進計画
- ・箕面市男女協働参画推進プラン

第3項 計画対象

本計画が対象とする「子ども」は、児童福祉法第4条、大阪府青少年健全育成条例第3条並びに箕面市子ども条例第2条に基づき、18歳未満の者としています。

本計画が対象とする「若者」は、こども大綱に基づき「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)及び「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期(40歳未満)も対象とする。)の者としています。

第3節 計画の期間

本計画は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とします。

令和									
2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
第四次箕面市子どもプラン									
					第五次箕面市子どもプラン				

第4節 計画の策定体制

第1項 箕面市子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、市民の代表、保護者、学識経験者、関係行政機関の職員等からなる「箕面市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に反映すべくさまざまな意見をいただきながら、現状や課題の検討を行いました。

第2項 アンケート調査の実施

市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見を把握し、計画策定に役立てるため、令和6年(2024年)3月15日から同年4月15日にかけて就学前児童及び小学校児童を持つ保護者を対象として、「箕面市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。